

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

越生町長 新井 康之

市町村名 (市町村コード)	越生町 (271)	
地域名 (地域内農業集落名)	如意地区 (如意集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月11日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備された田園地帯となっているが、現在稲作を行っている面積は、全体面積の約4割程度となっている。また、地域の耕作者は60歳以上の方が多く、次世代の担い手が不足している。

来年度以降は、さらに耕作面積も約2ha減ることが見込まれ、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手を確保しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

補助事業等を活用しながら、地域コミュニティの活性化を図り、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の市街化調整区域の農用地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会及び農協等の関係機関と連携し、農地の出し手と受け手の意向をマッチングする機会を設け、集積、集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用が途絶えそうな農地について、農業委員会及び農協と調整し、農地中間管理機構を活用し、担い手へ集積していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農用地の利用集積を推進し、生産性の高い農業を確立するための整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度等を活用し、地域の耕作者及び地域全体で保全管理に努めていく。